

近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた市立学校における対応について

養父市教育委員会

近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されました。

つきましては、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、市立学校における対応を下記のとおりとします。

記

1 教育活動

(1) 兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、兵庫県外における活動（受験等を除く）を行わない。また、受験等に当たっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底をお願いする。

(2) 下記の感染防止対策を徹底する。

- ・文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」において示されている感染のリスクが高いとされている活動は行わない。
- ・各教室で可能な限りの座席の間隔をとる。
- ・マスクを着用する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを行う。
- ・教室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、会話する場合にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・毎日の登校前の健康観察を行う。
- ・兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校しない。
- ・児童生徒に対して20時以降の不要不急の外出をさせない。など

2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。

また、活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。

(2) 令和3年2月7日までの間（兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度中体連スケジュール記載大会、文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。

参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

3 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。